

農林水産省新型インフルエンザ等  
対応業務継続計画

令和8年1月  
農林水産省

## 目 次

1. 基本的な考え方	1
1.1 目的	1
1.2 省業務継続計画の適用範囲	1
1.3 省業務継続計画の前提となる被害状況の想定	2
1.4 策定に当たっての基本方針	2
1.5 運用方針	2
1.6 他計画との関係	3
2. 実施体制	4
2.1 平常時の体制	4
2.2 新型インフルエンザ等発生時の体制	4
2.3 省対策本部の事務局	4
2.4 地方機関における体制	4
3. 新型インフルエンザ等発生時における業務の継続	4
3.1 業務継続の基本方針	4
3.2 業務仕分けの考え方	6
3.2.1 強化・拡充業務	6
3.2.2 一般継続業務	6
3.2.3 発生時継続業務以外の業務	7
4. 必要な人員、物資等の確保と業務の実施方法	7
4.1 業務実施計画（人員・物資確保・実施手順等）の作成	7
4.2 対応体制別の業務実施方法の詳細	9
4.2.1 通勤・勤務方法	9
4.2.2 会議・出張等の取扱	9
4.3 人事制度上の取り扱い	9
4.3.1 発熱症状等が見られる場合	9
4.3.2 患者と濃厚接触した可能性がある場合	9

4.3.3	子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合	10
4.4	物資・サービスの確保	10
4.5	情報システムの維持	10
5.	業務継続計画の実施	10
5.1	業務継続計画の発動	10
5.2	状況に応じた対応	11
5.3	通常体制への復帰	11
6.	感染対策の検討・実施	11
6.1	平時における感染対策の検討	11
6.2	発生時における感染対策	11
6.3	庁舎管理	13
6.3.1	基本的衛生管理	13
6.3.2	急速な感染拡大の状態が確認された場合の庁舎管理上の措置	13
6.4	海外勤務する職員等への対応	14
7.	業務継続計画の維持・管理等	15
7.1	関係機関等との連携・調整	15
7.2	公表・周知	15
7.3	教育・訓練	15
7.4	点検・改善	15
別紙1	新型インフルエンザ等に関する省内連絡会議	16
別紙2	農林水産省〇〇〇〇対策本部	17
別紙3	新型インフルエンザ等発生時における継続業務	18

# 農林水産省新型インフルエンザ等対応業務継続計画

平成22年 5 月	策 定
平成23年 9 月	一部改正
平成27年10月	一部改正
平成29年 4 月	一部改正
平成30年 4 月	一部改正
令和 2 年 3 月	一部改正
令和 3 年 7 月	一部改正
令和 8 年 1 月	一部改正

## 1. 基本的な考え方

### 1.1 目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的な影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、発生時においては、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることが必要であり、国家の危機管理として対応する必要がある。

これらを踏まえ、関係省庁においては、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第1号の「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）の発生時においても、新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するほか、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持等に必要な業務を円滑に継続することが必要であるとともに、関係機関や地方公共団体、国民への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められている。

このため、農林水産省は、新型インフルエンザ等発生時においても、省の機能を維持し必要な業務を継続するため、農林水産省新型インフルエンザ等対応業務継続計画（以下「省業務継続計画」という。）を作成し、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営並びに農林漁業・農山漁村の持続的な発展に資することとする。

### 1.2 省業務継続計画の適用範囲

省業務継続計画の適用範囲は、農林水産本省（以下「本省」という。）及び地方機関（農林水産省の施設等機関及び地方支分部局をいう。以下同じ。）とする。

なお、内閣府沖縄総合事務局農林水産部は、内閣府沖縄総合事務局新型

インフルエンザ対応業務継続計画において、省業務継続計画との整合性を確保する。

### 1.3 省業務継続計画の前提となる被害状況の想定

新型インフルエンザ等の流行が国民の生命及び健康や社会経済活動等を与える影響は、病原体の病原性や感染性等に左右されるものであり、現時点で正確に予測することは難しい。このため、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）においても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオを想定しているものであるが、社会経済への影響の規模の目安として、例えば、職員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

### 1.4 策定に当たっての基本方針

1.3 の被害状況の想定を踏まえ、以下の基本方針に基づき、新型インフルエンザ等への対応を行う。

なお、政府行動計画で示されている時期区分について表 1 に示す。

- (1) 平時には、新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合に備え、事態を的確に把握し、政府一体となった取組を推進することが重要であるため、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、関係省庁との緊密な連携を確保する。また、新型インフルエンザ等発生時には、政府対策本部（特措法第 15 条第 1 項の「新型インフルエンザ等対策本部」をいう。以下同じ。）において決定される基本的対処方針（特措法第 18 条第 1 項に規定する基本的対処方針をいう。）を踏まえ、2. 実施体制に基づき本省に設置される対策本部（以下「省対策本部」という。）において意思決定を行い、適切な対応に努める。
- (2) 国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないよう、国民が最低限必要とする食料の安定供給の確保を図るため、新型インフルエンザ等の発生情報、感染対策その他関係する情報について、食品産業事業者等に対し迅速に情報提供するとともに、食品産業事業者等における業務継続計画の策定及び事業者間の連携を促進する。  
また、農林水産省が作成した「災害時に備えた食品ストックガイド」（平成 31 年 3 月）等を活用し、各家庭における食料品の備蓄の取組を推進する。
- (3) 新型インフルエンザ等発生時には、農林水産省の業務を代替する機関がないことを踏まえ、真に必要な業務に集中して業務を継続する。  
また、省の任務遂行に支障がない限りにおいて、農林水産省の職員やその家族、関係者の人命尊重の観点から、新型インフルエンザ等の発生情報、感染対策その他関係する情報を提供するとともに必要な対策を講じる。

### 1.5 運用方針

省業務継続計画は、全国に存在する農林水産省の全組織を対象としているが、国内発生状況・発生地域、新型インフルエンザ等ウイルスの毒性・

感染性、社会の動き等を勘案し、本省及び地方機関の意思決定機関の判断の下、省業務継続計画の規定を機動的かつ柔軟に運用する。

また、新型インフルエンザ等の毒性や感染性の強さによって、省業務継続計画の発動が不要となる場合においては、その状況に応じた運用を行うよう、検討する。

## 1.6 他計画との関係

農林水産省では、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成26年3月28日閣議決定）に基づき、首都直下地震が発生し、当該地震が東京圏における政治、行政、経済等の中枢機能に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合において、省として業務を円滑に継続するために「農林水産省業務継続計画（首都直下地震対策）第6版」を策定している。新型インフルエンザ等と首都直下地震への対応を一本の業務継続計画とすることは合理的であるものの、両者は、被害の様態やそれを踏まえた対応が相当異なること等から、別個の業務継続計画として策定する。その上で、新型インフルエンザ等による影響やその特性を踏まえた上で、業務継続を検討することが重要である（表2）。

表1 政府行動計画で示されている時期区分

発生段階	状 態
準備期	新型インフルエンザ等が発生していない段階
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等の発生に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階
対応期	対応期については、以下の時期に区分する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 封じ込めを念頭に対応する時期</li> <li>・ 病原体の性状等に応じて対応する時期</li> <li>・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期</li> <li>・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期</li> </ul>

表2 業務継続計画における新型インフルエンザ等による影響とその特性

項目	新型インフルエンザ等による影響とその特性
業務継続方針	○ 感染リスク、社会的責任を勘案し、業務継続のレベルを決める。
被害の対象	○ 建築物等の社会インフラへの被害が想定される自然災害と比べて、主として、人への健康被害が大きい。
地理的な影響範囲	○ 被害が国内全域、全世界的となる（自然災害時に想定される対応である代替施設での業務が不確実）。

被害の期間	○病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の可能性があり、過去事例等から想定する影響予測が困難
災害発生と被害制御	○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○被害規模は感染対策により左右される

## 2. 実施体制

### 2.1 平常時の体制

新型インフルエンザ等の発生に備え、「農林水産省新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成 20 年 12 月策定）（以下「省行動計画」という。）に基づき、別紙 1 を構成員とし、大臣官房危機管理・政策立案総括審議官を議長とする「新型インフルエンザ等に関する省内連絡会議」（以下「省内連絡会議」という。）の事務局を大臣官房地方課災害総合対策室（以下「災対室」という。）に置き、事務局において、関係省庁対策会議における方針等を踏まえつつ、厚生労働省、外務省、WHO 等から新型インフルエンザ等に関する国内外の情報の収集に努める。

また、新型インフルエンザ等に関する新たな知見があった場合等においては、必要に応じて省内連絡会議を開催し、省内の情報共有や、省業務継続計画の見直し等を行うこととする。

なお、議長が必要と認めるときは、省内連絡会議の構成員を追加することができる。

### 2.2 新型インフルエンザ等発生時の体制

省行動計画に基づき、新型インフルエンザ等が発生し、政府に政府対策本部が設置された場合は、直ちに別紙 2 を構成員とし、農林水産大臣（又は農林水産副大臣）を本部長とする省対策本部を設置する。省対策本部の名称は、発生した感染症に応じて決定する。

なお、本部長が必要と認めるときは、構成員を追加することができる。

省対策本部は、政府対策本部事務局と緊密な連携を図りつつ、省業務継続計画の発動等必要な対応について迅速な意思決定を図る。

また、省内連絡会議の議長は、省対策本部の決定事項等を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて、省内連絡会議を開催するものとする。その際、省本部の名称に合わせて省内連絡会議の名称を変更する。

### 2.3 省対策本部の事務局

災対室に、省対策本部の事務局を置くこととし、政府対策本部事務局や関係省庁等との連絡調整に努める。

### 2.4 地方機関における体制

地方機関においても、各々の事情に応じ、意思決定等のための新型インフルエンザ等に関する対策本部等の体制を整備する。

## 3. 新型インフルエンザ等発生時における業務の継続

### 3.1 業務継続の基本方針

- (1) 省対策本部において省業務継続計画の発動が決定された場合、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、適切な意思決定に基づき、政府行動計画や新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（以下「対策ガイドライン」という。）等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小又は中断することにより国民生活、社会経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの（以下「一般継続業務」という。）を継続する。
- (2) 強化・拡充業務及び一般継続業務（以下「発生時継続業務」という。）を実施及び継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。特に人員については、国内における新型インフルエンザ等の発生以降、発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合に、発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に投入することにより確保する。
- (3) 発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断する。
- (4) 発生時継続業務を適切に実施・継続するため、職場における感染対策を徹底し、交代での勤務など感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。新型インフルエンザ等様症状のある職員は、病気休暇を取得するよう要請するとともに、併せて、外出自粛を徹底するよう要請する。
- (5) 新型インフルエンザ等は、感染してから発症するまでに潜伏期間があるため、症状を有していなくても同居者等の接触者に感染者がいる職員については、濃厚接触者として、保健所から外出自粛要請がなされる可能性がある。このため、濃厚接触者として、感染症法第 44 条の 3 第 1 項の規定等に基づき都道府県等から外出自粛等の協力を求められた職員に対しては、特別休暇の取得を認めるとともに、外出自粛を徹底するよう要請する。
- (6) 新型インフルエンザ等発生時において、特措法第 24 条第 9 項、第 31 条の 8 第 2 項及び第 45 条第 1 項の規定に基づき、生活の維持に必要な場合を除き外出自粛の協力要請が行われる可能性があるため、職場における感染対策やテレワークを行う等、適切な業務継続方法について検討を行う。
- (7) 国内での新型インフルエンザ等が、各官署が所在する地域（通勤等の移動が、日常的に行われる範囲であって、当該官署が定める範囲をいう。以下「官署所在地」という。本省においては首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県）とする。）以外で発生した場合にあっては、当該地域の状況を勘案しつつ、各地方機関に設置された対策本部において業務継続の実施体制を判断する。
- (8) 発生時継続業務の着実な遂行のため、平時から発生時継続業務等の業務の仕分けを行い、以下の各時期における業務量の考え方に基づいて、事態

の進展を踏まえて、計画的に発生時継続業務以外の業務量を減少させる。

(初動期)

- ・ 内閣感染症危機管理統括庁や厚生労働省の方針を適時確認しながら、政府対策本部等が立ち上がり、新型インフルエンザ等対策が実施されることを念頭に、一時的な業務量の増加に柔軟に対応しつつ、発生時継続業務の再確認を行い、発生時継続業務以外の業務量を迅速かつ計画的に減少することができるよう体制を整える。

(封じ込めを念頭に対応する時期)

- ・ 政府対策本部の設置及び基本的対処方針の策定後において、政府は、感染症を封じ込めることを念頭に、確保している医療提供体制で対応可能な範囲に感染を抑制するため、強力なまん延防止対策を行うことが想定される。感染対策を拡充するとともに、発生時継続業務の実施及び継続のために、必要に応じて発生時継続業務以外の業務量を段階的に減らす。

(病原体の性状等に応じて対応する時期)

- ・ ワクチンや治療薬の開発・普及が十分でない段階においては、基本的に新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状、医療提供体制等を勘案しつつリスク評価を行い、これに合わせて、とるべき対策を柔軟に変化させていく。感染拡大に合わせてまん延防止対策がより強化されるとともに、欠勤率が上昇すること等によって発生時継続業務の実施及び継続がより難しくなることが想定されるため、感染拡大の傾向を勘案しながら計画的、段階的に発生時継続業務以外の業務量を減らしつつ、発生時継続業務を実施及び継続する。

(ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期又は特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期)

- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期においては、国民生活及び社会経済活動に大きく影響を与える措置について、リスク評価に応じて縮小等の検討がなされるとともに、関係機関における実施体制についても、縮小の検討がなされるため、適切なタイミングで発生時継続業務以外の業務量を徐々に回復させつつ、必要な感染防止対策を継続し、通常体制への段階的な移行を検討する。

### 3.2 業務仕分けの考え方

新型インフルエンザ等対策業務における、発生時継続業務及び発生時継続業務以外の業務の仕分けの考え方は以下の通り。

また、具体的な発生時継続業務は、別紙3のとおりとする。

ただし、省対策本部は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ必要と認める場合は発生時継続業務を見直し・変更する。

#### 3.2.1 強化・拡充業務

強化・拡充業務とは、政府行動計画や対策ガイドライン等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加する業務であり、特に、事務局業務を含む緊急性を要する業務を含むものとする。

#### 3.2.2 一般継続業務

一般継続業務とは、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小又は中断することにより国民生活、社会経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの。

また、発生時継続業務を実施・継続するための環境を維持するための業務（物品購入・契約、安全・衛生、庁舎管理等）も当該業務に含むものとし、業務毎の特徴に応じ、業務の目的を達成し得る時期、時間を考慮して実施する業務とする。

### 3.2.3 発生時継続業務以外の業務

発生時継続業務以外の業務とは、新型インフルエンザ等発生時において、中長期的な業務など、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能な業務、即ち、施策の実施が遅れることにより国民生活や社会経済活動に一定の影響はあるが、業務資源の配分の優先順位の観点から一定期間の縮小又は中断がやむを得ないものとする。

## 4. 必要な人員、物資等の確保と業務の実施方法

### 4.1 業務実施計画（人員・物資確保・実施手順等）の作成

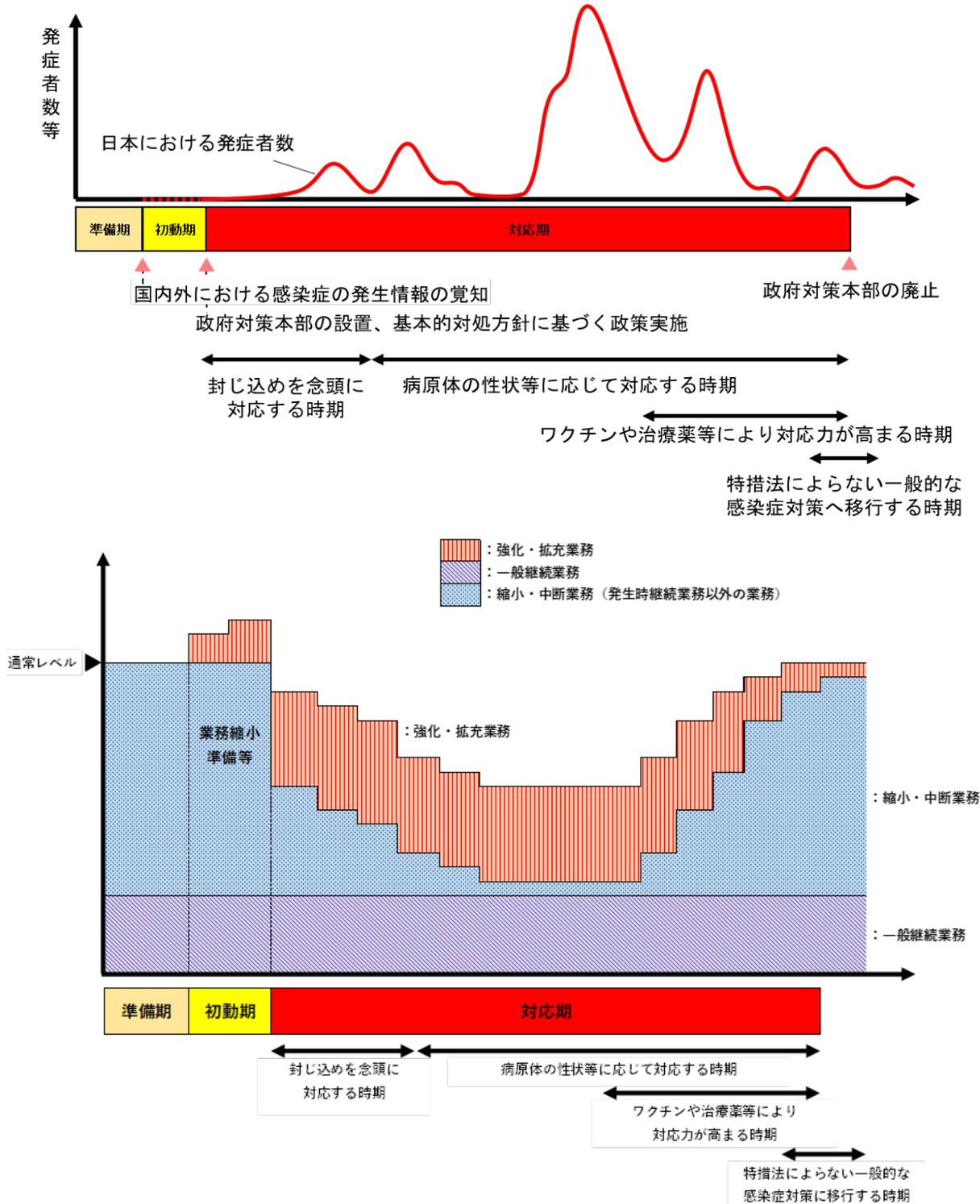
#### (1) 業務実施計画に基づく業務の実施

各課室の長は、予め新型インフルエンザ等発生に伴う業務体制に移行できるよう、業務内容、業務の維持目標、担当者（人員体制）、必要に応じて物資の確保や業務実施手順等を記載した業務実施計画を策定する。

発生時継続業務を担当する職員は、当該業務実施計画に従い、業務を実施する。各課室の長又はその代理者（以下「各課長等」という。）は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、必要と認める場合は業務実施計画を変更する。

なお、業務実施計画の策定に当たっては、事前に出勤が困難となる可能性のある職員を具体的に把握し、それを織り込んだ上で作成する。

図1 新型インフルエンザ等発生時の業務量の変化（イメージ）



ここで示される図は1つのイメージであり、実際の感染症危機においては様々なパターンが想定される。

(2) 災害、武力攻撃事態等突発事態への対応

災害、武力攻撃等突発事態への対応は、前項及び前々項の規定によら

ず、策定済の計画等を優先し適用する。

## 4.2 対応体制別の業務実施方法の詳細

### 4.2.1 通勤・勤務方法

発生時継続業務の通勤・勤務体制については、以下のように実施する。

なお、通勤に当たっては、秘書課長は、必要に応じ、テレワークや時差出勤の推進など、通勤時の混雑を回避する方策を導入する。

#### (1) 省対策本部構成員

省対策本部構成員は、時差出勤の実施等通勤時の感染リスクを極力少なくするよう努め、感染等の状況によっては庁舎内宿泊等も検討する。省対策本部構成員及び代替要員の通勤の際は、可能な範囲で官用車を用いる。

#### (2) 事務局員

事務局員は、時差出勤の実施等通勤時の感染リスクを極力少なくするよう努め、感染等の状況によっては庁舎内宿泊等も検討する。事務局には、常時複数名の事務局員の勤務を確保する。

#### (3) その他の職員

職員は、時差出勤の実施等通勤時の感染リスクを極力少なくするよう努め、感染等の状況によっては庁舎内宿泊等も検討する。

### 4.2.2 会議・出張等の取扱

多人数の参加を得て行う会議、集会、催事等については、必要性、運営方法等を改めて検討し、不要不急の会議等は開催を延期又は自粛する。

開催が必要な場合には、最小限の参加者により実施し、参加者にマスク着用、手洗い、咳エチケットを促し、対人距離の確保に努めるなど、感染機会を減らすための工夫を行う。また、ウェブ会議による開催の可否を検討する。発生地域への出張については、必要性等を改めて検討し、不要不急の場合は自粛する。やむを得ず出張する場合は、マスクを着用するなど感染機会を減らすよう工夫する。

## 4.3 人事制度上の取り扱い

### 4.3.1 発熱症状等が見られる場合

発熱や呼吸器症状を有するなど、新型インフルエンザ等の発症が疑われ体調不良である職員は出勤せず、各課長等にその旨を報告するとともに、初動期であれば、帰国者・接触者相談センターに、対応期であれば、最寄りの医療機関で受診し、診断を仰ぐものとする。

医療機関等での受診の結果、感染症法第 19 条又は第 46 条の規定に基づく入院措置の勧告が出された場合や、同法第 44 条の 3 第 2 項の規定に基づき、自宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた場合や感染症の感染拡大の防止に必要な協力を求められた場合には、各課長等に報告のうえ、病気休暇又は特別休暇を取得する。

### 4.3.2 患者と濃厚接触した可能性がある場合

職員の家族等が新型インフルエンザ等に感染した場合など、患者と濃

厚接触した可能性がある職員は出勤せず、速やかに各課長等にその旨報告するとともに、初動期であれば、帰国者・接触者相談センターに、対応期であれば、最寄りの医療機関で受診し、その指示に従う。

また、各課長は、当該職員が感染症法第 44 条の 3 第 2 項又は第 50 条の 2 第 2 項の規定等に基づき都道府県知事名等の文書により外出自粛等を要請された場合には、特別休暇を取得させる。

#### 4.3.3 子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合

必要に応じて各課長等にその旨を報告する。各課長等は、職員から報告あった場合は、休暇取得や「育児又は介護を行う早出遅出」を認めるなど当該職員に配慮する。

#### 4.4 物資・サービスの確保

庁舎管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等、新型インフルエンザ等発生時においても継続して確保することが必要な物資・サービスについて、提供事業者に対し、事業継続に向けた協力を要請する。当該事業者自体の事業継続が困難と判断される場合を想定し、あらかじめその代替策を検討する。また、業務継続に必要な物資については計画的に備蓄を進める。また、宿泊する職員のため、生活に必要な物資(食料品、生活必需品等)の調達についても検討する。

#### 4.5 情報システムの維持

業務継続のために必要とされる情報システムの維持については、感染拡大によるオペレータ、受託事業者の庁舎内常駐者、故障が生じた場合のメンテナンスサービスなどの不足等も想定されるため、事業者とも調整しつつ、必要に応じ措置を講じる。

### 5. 業務継続計画の実施

#### 5.1 業務継続計画の発動

政府対策本部において、新型インフルエンザ等が初動期を宣言した場合、省対策本部を開催し、省業務継続計画の発動を決定する。

省対策本部での省業務継続計画の発動を受け、以下の方針に従い、業務を実施する。

##### (1) 強化・拡充業務の実施

初動の段階で開始した強化・拡充業務については、予め定めた業務実施計画に従い、引き続き実施する。

ただし、各課長等は、新型インフルエンザ等発生時の状況に応じ、必要と認める場合は業務実施計画の内容を変更する。

##### (2) 一般継続業務の実施

一般継続業務については、予め定めた業務実施計画に従い、必要となった時点で実施する。

ただし、各課長等は、新型インフルエンザ等発生時の状況に応じ、必要と認める場合は業務実施計画の内容を変更する。

##### (3) 発生時継続業務以外の業務の実施

発生時継続業務以外の業務については、各課長等が発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合に、各官署所在地で

の発生確認後、縮小又は中断する。実施手順が定められている場合は、その手順に従う。なお、感染への対応が中長期に及ぶ場合、業務を縮小又は中断し続けることで他の業務に影響が出る可能性の考慮し、必要に応じて縮小・中断業務の見直しを行う。

## 5.2 状況に応じた対応

新型インフルエンザ等の初動期においては、発生した新型インフルエンザ等の病原性及び感染性が不明である可能性が高いことから、毒性が強く重篤化する場合を想定し、省対策本部の決定により、強化・拡充業務を開始するとともに、業務実施計画による業務態勢に移行することの準備を進める。

## 5.3 通常体制への復帰

政府対策本部が廃止され、特措法によらない基本的な感染症対策に移行した場合、勤務体制を以下のように変更する。

### (1) 省対策本部

省対策本部を解散する。

### (2) 事務局

省対策本部の解散に伴う処理業務を実施し、通常体制に移行する。

### (3) 地方機関

省対策本部の変更に準じ、地域での感染状況を勘案しつつ変更を行う。

### (4) 業務の実行

発生時継続業務のうち、業務を終了するものについては、処理業務を実施のうえ、終了する。その他の発生時継続業務については、新型インフルエンザ等発生前の体制により実施する。発生時継続業務以外の業務は、原則として業務を再開する。

## 6. 感染対策の検討・実施

### 6.1 平時における感染対策の検討

職場における感染リスクについて、業務内容も踏まえ、職場ごとに評価し、感染リスクの低減するため、(a)発熱や咳などの症状のある職員の出勤を控えるよう促すなど、発症者の入室を防ぐ、(b)多数の者と接触する機会においては、特に感染対策を充実させる必要があるため、訪問者等に対しても、その理解を得つつ、感染対策の実施を要請する、などを検討する。

### 6.2 発生時における感染対策

以下に示すものは一般的な感染症対策として行われている事例であるが、感染症対策は感染症の特性によって異なり、さらに有事に刻々とその対策が変化していく面を有していることから、統括庁のホームページ等を通じて情報を入手し、最新の知見に基づき対応をしていくことが重要である。

#### (1) 一般的な留意事項

① 発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば出勤を控えるよう勧奨すること。

- ② 換気、マスク着用等の咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策等を行うこと。
- ③ 出張等で外出する場合は、流行地域への移動を避ける、公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、可能な限り人込みを避けて行動すること。

## (2) 職場における感染対策の実行（職場の清掃・消毒・換気）

- ① 職場における接触感染の防止のため、必要に応じ、次の方法等により、職場の清掃・消毒を行う。
  - a 通常の清掃に加えて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところのふき取り清掃を行う。
  - b 職員の感染が判明し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該職員の机の周辺や触れた場所などについて、消毒剤による拭き取り清掃を行う。
- ② 新型インフルエンザ等の特性によっては、飛沫感染及び接触感染に加え、エアロゾル感染に対応する必要がある場合が考えられる。エアロゾル感染への対策として、建物の構造や室内温度、外気温に応じ可能な範囲で換気を行うことが望ましい（必要な換気量が確保されているかを確認する方法としては、二酸化炭素濃度測定器（CO<sub>2</sub> センサー）の活用等がある。）。効果的な換気のため、必要に応じ次の方法に留意して行う。
  - a 定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等が重要であることから、機械換気が設置されていない場合には窓開け換気を行う。窓開け換気を行う際には、2方向の窓を開けると換気効果が大きい。換気方法については、夏の暑さ等外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択する。
  - b 感染を防ぐためには空気の流れにも配慮が必要である。十分な外気の取り入れ・排気と併せ、空気の流れにより局所的に生じる空気のよどみを解消する。エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが可能である。
  - c 目を覆う程度の高さより高いパーティションや天井からのカーテンなどは、空気の流れを阻害しないよう、空気の流れに対して並行に配置するように注意する。

※上記①及び②の感染対策について、特に発生初期のような病原体の性状が判明していない間は、いずれの対策も行うことが望ましい。

## (3) 職員の健康状態の確認等

欠勤した職員本人や同居者等の健康状態の確認（発熱の有無や発症者との接触可能性の確認）や欠勤理由の把握及び本人や同居者等が感染した疑いがある場合には連絡するよう指導する。

## (4) 庁舎内で職員が発症した場合の対処

- ① 病原性等の状況に応じ、発症の疑いのある者を会議室等の別室に移動させ、他者との接触を防ぐ。発症者が自力で別室に向かうことができない場合は、個人防護具を装着した作業班が発症者にマスクを付けさせた上で援助する。

- ② 職員本人から直接連絡が困難な健康状態や、家族にすぐ連絡が取れない場合などは、都道府県等が設置する相談センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針（搬送先や搬送方法）について指示を受ける。

#### (5) 職員の同居者等が発症した場合の対処

- ① 職員本人だけでなく、同居者等の発症や職員の感染者との接触についても把握することが望ましい。
- ② 同居者等が発症した場合、職員自身が濃厚接触者と判断され、都道府県等から外出自粛等を要請される可能性があるため、外食自粛等の期間の基準等の情報を確認する。
- ③ また、特に保護者・介護者である職員については、こどもや被介護者が感染した場合には、その看病等の対応により、休暇の取得やテレワークの実施が必要になる可能性があることに配慮する。

### 6.3 庁舎管理

#### 6.3.1 基本的衛生管理

##### (1) 庁舎における衛生措置

- ① 消毒・衛生関連用品の緊急的な調達を実施する。
- ② 執務室等の清掃の強化、トイレ等の衛生対策の強化を行う。
- ③ 庁舎内の主要箇所にアルコール消毒液等を設置する。
- ④ 秘書課厚生担当と緊密に情報を共有する。

##### (2) 庁舎内の食堂及び売店等における衛生措置

- ① 食堂及び売店等に対し、従業員の基礎的衛生管理（手洗い、マスク着用、うがい等）の徹底を指示する。
- ② 食堂及び売店等に対し、利用者が手洗いできるよう、店舗入り口に消毒液を設置するよう指示する。
- ③ 職員等に感染が確認された場合には、必要に応じて、一時的な営業停止も含めた営業形態や食事の提供方法等の変更に係る指示があり得ること、また、保健所から消毒の命令があり得ることを、食堂及び売店等の各店舗にあらかじめ伝達する。

#### 6.3.2 急速な感染拡大の状態が確認された場合の庁舎管理上の措置

##### (1) 急速な感染拡大が確認された場合の庁舎管理上の措置

- ① 庁舎の管理を担当する者（以下「庁舎管理担当者」という。）は、職員及び業務遂行上必要な来庁者、庁舎管理上最低限必要な業者以外の入館を原則として禁止する。  
来庁者及び業者が入館する場合は、入場許可区域にのみ入館させる等立入場所を制限する。物品の引き渡し等を行う場合も、入場許可区域内で行う。
- ② 庁舎管理担当者は、感染保護具・消毒機器等の保管場所を確認し、必要な準備を行う。

## (2) 各官署庁舎内において感染者が確認された場合の庁舎管理上の措置

- ① 庁舎管理担当者は、職員及び庁舎管理上最低限必要な業者以外の入館を原則として禁止する。入館に当たっては、予め定めた入場許可区域のみ入館を認める。物品の引き渡し等を行う場合も、予め定めた入場許可区域内で行う。
- ② 庁舎管理担当者は、予め定めた必要最小限の庁舎出入口のみを使用に供する。使用しない庁舎出入口は、閉鎖する。
- ③ 庁舎管理担当者及び健康管理担当者は、庁舎出入口に設置した指定の場所において来庁者に対して検温を実施し、発熱症状がある者については入館させない。  
また、入館する者は、入館前にマスクを装着するとともに、手指衛生を実施する。
- ④ 庁舎管理担当者は、意思決定に関わる者が会議する場所及びその周辺として予め指定された管理区域（例：本館3階中央部等）への事務局員等以外の者の入場を制限する。
- ⑤ 庁舎管理担当者は、庁舎内の共有スペースにある階段の手すり、トイレの蛇口・流水レバー・便座・公用車等複数の人が触れる可能性がある場所を主体に必要と考えられる場所の消毒を実施する。

## (3) 各官署庁舎内において感染者が確認された場合の食堂及び売店等に対する措置

庁舎内の食堂及び売店等の管理を担当する者は、必要に応じて、一時的な営業停止も含めた営業形態や食事の提供方法等の変更に係る指示を行う。また、保健所から店舗の消毒を命じられた場合、食堂及び売店等に対して消毒作業を受け入れるよう指示する。

## 6.4 海外勤務する職員等への対応

新型インフルエンザ等が発生した場合、海外勤務、海外出張する職員等及びその家族への感染を予防するため、必要に応じて、以下の措置等を講ずる。

- (1) 発生国・地域に駐在する職員等及びその家族に対しては、外務省から発出される感染症危険情報や現地の在外公館の情報等を踏まえ、現地における安全な滞在方法や退避の可能性について検討する。
- (2) 発生国・地域への出張については、不要不急の場合、中止を検討する。また、感染が世界的に拡大するにつれ、定期航空便等の運航停止により帰国が困難となる可能性があること、感染しても現地で十分な医療を受けられなくなる可能性があること、帰国した際に感染しているおそれがある場合には、医療機関や宿泊施設等に長期間停留される可能性があること等に鑑み、発生国・地域以外への海外出張も中止・延期することも含めて検討する。
- (3) 海外からの出張者受け入れについては、水際対策により入国制限等の措置が講じられ、出張者の入国（海外へ一時帰国後の再入国を含む）に影響を与えることが想定されることから、国から発信される最新の情報、要請等を参考にして具体的な対応方針等を検討することが望ましい。

## 7. 業務継続計画の維持・管理等

### 7.1 関係機関等との調整

省業務継続計画の実施に当たっては、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営を図るため、業務遂行上関係する他の各府省等、地方公共団体その他の関係機関と連携を確保する観点から、必要がある場合には、積極的に調整を行う。

### 7.2 公表・周知

省業務継続計画は、農林水産省における新型インフルエンザ等に対する対応を定めるものであるが、新型インフルエンザ等発生時には一部の業務を縮小又は中断せざるを得ないこととなる。このため、新型インフルエンザ等発生時には、国民及び事業者等への影響も生じることが考えられるため、省業務継続計画を公表するとともに、広く周知を図り、理解を求める。

### 7.3 教育・訓練

本計画を有効に実施するため、全職員に対し周知徹底する。特に、発生時継続業務に従事する職員に対しては、新型インフルエンザ等発生時の対応について周知し、理解させるとともに、定期的に教育・訓練を行う。

また、庁舎内において発症者が発生した場合に対応する作業班員、不特定多数の者と接触しなければならない業務に従事する者などの場合、適切な個人防護策を講じることが必要であるため、これらの職員に対しては、個人防護具の着脱訓練等の実践的な教育・訓練を行うことが望ましい。

### 7.4 点検・改善

事務局は、人事異動等に伴う情報の更新状況、物資の調達等の情報更新の状況、教育・訓練の実施状況等について定期的に関係部局の取組状況の点検・確認を行う。この結果、必要な場合には、適切な実施を確保するため改善を指導する。

また、新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、定期的な点検・確認を実施したことにより必要と認められた場合等には、省業務継続計画を見直すものとする。

別紙 1

新型インフルエンザ等に関する省内連絡会議 構成員

議長	大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
議長代理	大臣官房地方課長
構成員	災害総合対策室長
	報道官
	秘書課長
	文書課長
	予算課長
	政策課長
	広報評価課長
	環境バイオマス政策課長
	参事官（経理）
	新事業・食品産業部食品製造課長
	統計部管理課長
	消費・安全局総務課長
	輸出・国際局総務課長
	農産局総務課長
	畜産局総務課長
	経営局総務課長
農村振興局総務課長	
農林水産技術会議事務局研究調整課長	
林野庁林政課長	
水産庁漁政課長	

命を受けて構成員に充てられた官職の事務の一部を掌理する者がある場合にあっては、議長は構成員にその者を加え、又は構成員をその者に代えることができる。

農林水産省〇〇〇〇対策本部 構成員

本部長	農林水産大臣
本部長代理	農林水産副大臣 農林水産副大臣
副本部長	農林水産大臣政務官 農林水産大臣政務官
本部長補佐	事務次官
本部員	農林水産審議官 大臣官房長 大臣官房総括審議官 大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 大臣官房技術総括審議官 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官 報道官 大臣官房統計部長 消費・安全局長 輸出・国際局長 農産局長 畜産局長 経営局長 農村振興局長 農林水産技術会議事務局長 林野庁長官 水産庁長官

新型インフルエンザ等発生時における継続業務

1 強化・拡充業務（特に緊急性を要する業務）

強化・拡充業務のうち以下に掲げる業務は国内発生後直ちに実施する。

- (1) 省対策本部及び省内連絡会議の運営に係る業務（事務局業務）
- (2) 新型インフルエンザ等の発生状況及び新型インフルエンザ等対策に関する政府対策本部、関係省庁等との連絡調整に係る業務（事務局業務）
- (3) 省の新型インフルエンザ等対策に関する情報の収集及び提供（個別の業務に関するものを除く）に係る業務（事務局業務）
- (4) 新型インフルエンザ等へのり患防止に関する職員の衛生管理に係る業務
- (5) 新型インフルエンザ等へのり患防止に関する庁舎管理に係る業務
- (6) 各課室の連絡調整に係る業務

2 強化・拡充業務（可及的速やかに実施すべき業務）

強化・拡充業務のうち以下に掲げる業務は、原則として、国内発生後可及的速やかに実施する。ただし、官署所在地で発生した場合は、職員の衛生管理・庁舎設備管理に関する業務を優先させた上で実施する。また、国民への食料の供給に関する業務については、必要に応じ、特に緊急性を要する業務として実施する。

- (1) 国民、事業者等への情報提供に関する業務
  - ① 報道対応に係る業務
  - ② 省 Web サイト、SNS の運営に係る業務
- (2) 新型インフルエンザ等のまん延防止に関する以下の業務
  - ① 農林漁業者・団体、食品産業事業者等への注意喚起（感染対策の励行）に係る業務
  - ② 病原体の同定・解析に関する連絡調整に係る業務
  - ③ 海外の家畜におけるインフルエンザ発生状況の確認に係る業務
  - ④ 動物検疫の実施に係る業務
  - ⑤ 国内における家畜伝染病発生時の防疫対応に係る業務
  - ⑥ 退避邦人等が利用する宿泊施設の確保に係る業務
  - ⑦ 病原体の検査体制強化への協力に係る業務
- (3) 国民への食料の供給に関する以下の業務
  - ① 国民への食料の供給に関する全体統括業務（事務局業務）
  - ② 海外における食料及び生産資材の需給関連情報の収集・分析・提供に係る業務
  - ③ 国内における食料及び生産資材の需給関連情報の収集・分析・提供に係る業務
  - ④ 食品産業事業者等への要請（食料品供給量の確保等）に係る業務
  - ⑤ 消費者への要請（適切な行動の確保、食料品の安全性に関する情報提供等）に係る業務
  - ⑥ 応急用食料等の供給に関する体制整備、供給可能量の把握、調達及び輸送体制の調整、供給の実施
  - ⑦ 米穀等の備蓄の管理・供給に係る業務
  - ⑧ 食料品の価格の監視及び統制に係る業務
  - ⑨ 食料品の流通量の調整及び統制に係る業務

- ⑩ 農林水産業・食品産業における外国人受入れ状況の把握に係る業務
- (4) 農林漁業者・食品産業事業者等の経営支援に関する業務
  - ① 農林漁業者・食品産業事業者等の経営への影響に関する情報収集に係る業務
  - ② 相談窓口の設置、緊急融資等支援措置の実施に係る業務（日本政策金融公庫による融資含む）
  - ③ 農協系統金融機関の重要業務の確保及び利用者保護の措置に係る業務

### 3 一般継続業務

以下に掲げる業務については、業務毎の特徴に応じ、業務の目的を達成し得る時期、時間等を考慮して業務を実施する。

#### (各局庁共通)

- (1) 補助金・委託事業の採択・支払に係る業務
- (2) 農林水産物、木材等の輸出入、関税、国際協定に関する連絡調整に係る業務
- (3) 災害対策に係る業務
- (4) 武力攻撃事態等への対応に係る業務
- (5) 各種法令等に基づく手続に係る業務
- (6) 文書の接受・施行等に係る業務 (7) 予算・決算、税制、組織・定員、会計検査対応に係る業務
- (8) 国会関係対応に係る業務

#### (新事業・食品産業部)

- (1) 中央卸売市場の業務規程の制定・変更の認可に係る業務
- (2) 商品先物市場の市場管理、委託者（消費者）の財産に関する業務

#### (消費・安全局)

- (1) 食品安全の危機管理に係る業務
- (2) 重要病害虫及び指定有害動植物等に対する防除措置の検討・実施に係る業務
- (3) 輸入禁止対象病害虫等に対する防疫体制の検討・整備に係る業務
- (4) 植物検疫の実施に係る業務
- (5) 動物用医薬品の安定供給に係る業務

#### (農産局)

- (1) 主要食糧の買入れ・販売に関する業務
- (2) 国家貿易に係る主要食糧の輸入に係る業務

#### (経営局)

- (1) 農業者年金の給付に係る業務
- (2) 農業共済事業に係る損害評価の審査、農業経営収入保険事業及び農業共済事業の再保険金の支払に係る業務（※再保険金の支出負担行為、歳入・歳出事務を含む）

#### (農村振興局)

- (1) 農地関係法令に基づく許認可等に係る業務
- (2) 国営土地改良事業の実施に係る業務

#### (林野庁)

- (1) 国有林野事業の業務の実施に係る業務
- (2) 保安林の指定・解除に係る業務

#### (水産庁)

- (1) 漁船の安全に係る情報収集及び情報伝達業務
- (2) 漁業取締りに係る業務

- (3) 指定漁業の許認可制度に係る業務
- (4) 特定大臣許可漁業の許可制度に係る業務
- (5) 冷凍まぐろ類の輸入に係る確認書の発行業務
- (6) 漁船保険事業及び漁業共済事業に係る被害の把握、再保険金等の支払業務

(省の業務継続に関する事項)

- (1) 緊急に必要な物品・役務等の調達に係る業務
- (2) 業者請求に対する支払に係る業務
- (3) 官庁会計システムの対応に係る業務
- (4) 警備等強化・拡充業務以外の庁舎管理に係る業務
- (5) LANシステムの保守・管理に係る業務
- (6) 電話交換に係る業務
- (7) 官用車運転等用度に係る業務
- (8) 人事の発令に係る業務
- (9) 職員給与等の支払に係る業務
- (10) 職員退職者等の年金請求・支払に係る業務
- (11) 農林水産省診療所の運営支援（管理）に係る業務
- (12) 職員食堂・売店の運営の支援（管理）に係る業務
- (13) 職員の服務規律に関する業務